
令和4年 第4回（定例）由布市議会 会議録（第6日）

令和4年12月13日（火曜日）

議事日程（第6号）

令和4年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 請願について

日程第2 議案第63号 川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第3 議案第64号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第4 議案第65号 由布市債権管理条例の制定について

日程第5 議案第66号 由布市職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第67号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第68号 由布市印鑑条例の一部改正について

日程第8 議案第69号 由布市水道事業給水条例の一部改正について

日程第9 議案第70号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第71号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について

日程第11 議案第72号 独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第73号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）

日程第13 議案第74号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第75号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第76号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第77号 令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第17 予算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 報告第26号 専決処分の報告について

日程第2 議案第78号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第7号）

日程第3 発議第6号 教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書

日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願について
- 日程第2 議案第63号 川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第64号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第4 議案第65号 由布市債権管理条例の制定について
- 日程第5 議案第66号 由布市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第67号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第68号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第8 議案第69号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第9 議案第70号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第71号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第72号 独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第73号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第74号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第75号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第76号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第77号 令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 予算特別委員会の設置
- 追加日程
- 日程第1 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第2 議案第78号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 発議第6号 教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（18名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 首藤 善友君 | 2 番 志賀 輝和君 |
| 3 番 佐藤 孝昭君 | 4 番 高田 龍也君 |
| 5 番 坂本 光広君 | 6 番 吉村 益則君 |
| 7 番 田中 廣幸君 | 8 番 加藤 裕三君 |
| 9 番 平松恵美男君 | 10 番 太田洋一郎君 |
| 11 番 加藤 幸雄君 | 12 番 甲斐 裕一君 |

13番 佐藤 郁夫君

14番 渕野けさ子君

15番 佐藤 人已君

16番 田中真理子君

17番 鷺野 弘一君

18番 長谷川建策君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君

書記 畠中 勇君

書記 松本 英美君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君

副市長 …………… 小石 英毅君

教育長 …………… 橋本 洋一君

総務課長 …………… 佐藤 正秋君

財政課長 …………… 庄 忠義君

総合政策課長兼地方創性推進室長 …………… 日野 正美君

会計管理者 …………… 佐藤 幸洋君

建設課長 …………… 三ヶ尻郁夫君

商工観光課長 …………… 古長 誠之君

健康増進課長 …………… 佐藤 重喜君

子育て支援課長 …………… 小野嘉代子君

挾間振興局長兼地域振興課長 …………… 後藤 和敏君

庄内振興局長兼地域振興課長 …………… 秦 正次郎君

湯布院振興局長兼地域振興課長 …………… 後藤 睦文君

教育次長兼教育総務課長 …………… 花宮 宏城君

消防長 …………… 佐藤 尚也君

午前10時00分開議

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。初めに、感染予防対策として、全ての方へマスクの着用をお願いいたします。

本定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の審査等でお疲れさまのところ、最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に対しておりますので、これより本日の会議を開

きます。

執行部より、市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、請願についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願4件、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会委員長、田中真理子です。

それでは、ただいまから請願について審査報告をいたします。

請願審査報告書。本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をします。

記。

日時、令和4年12月8日木曜日、意見聴取、現地調査、審査、まとめです。

場所、意見聴取、湯布院庁舎2階会議室、現地調査、旧湯布院公民館跡地、請願審査、湯布院庁舎2階会議室です。

出席者は、私と副委員長、佐藤孝昭、委員、湊野けさ子、委員、長谷川建策、委員、鷺野弘一、委員、太田洋一郎です。

書記は、議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果。請願、受理番号6、受理年月日、令和4年11月18日。

件名、「旧湯布院公民館跡地利用に関する答申書の取消し等」に関する請願書。

委員会の意見。本請願は、令和4年3月に市長へ答申された旧湯布院公民館跡地利用に関する答申書の取消し及び答申書を基にした事業提案の中止を求め、新たに議論の場を設けることを求めるものです。

本請願については、請願代表者に出席を求め、意見聴取を行い、現地調査を行った後、担当課から現在の状況や今後の予定について説明を受けました。

請願者の主張から、跡地利用に関する議論については、跡地周辺の方だけではなく、幅広い市民の声を取り入れることができるような意見交換の場を設けることを望むとの趣旨を願意と捉えました。

その上で、当委員会としては、答申の結果は重く受け止め、今後、予定されている構想内容の

十分な検討を含め、旧湯布院公民館跡地利用に関する検討に当たっては、幅広い住民の声を拾いながら取り組んでいただくよう意見を付します。

慎重審査の結果、継続審査すべきと決定しました。

審査結果、継続審査です。十分な御配慮をお願いしたいと思います。

○議長（長谷川建策君） 次に、教育民生常任委員長、平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

請願の審査報告を行いたいと思います。

請願審査報告書。本委員会に付託する請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和4年12月8日木曜、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第2委員会室。

出席者は、教育民生常任委員全員でございます。

書記は、議会事務局。

審査の結果、下記のとおり。請願、受理番号5、受理年月日、令和4年11月7日。

件名、教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書を求める請願。

委員会の意見。大分県教育委員会は、2011年10月以降、採用後、人材育成として、対象者は広域的な異動を短期間で頻繁にしています。この人事異動ルールは、子どもや保護者、地域、そして学校及び教職員にとって多くの課題があると言わざるを得ませんとの説明を受けた。既に11年が経過し、現在の働き方改革とは少々かけ離れていないか、また一部を見直すような時期に来てはいないかとの意見が出た。

慎重審査の結果、賛成多数で採択すべきと決定しました。

審査の結果、採択すべきと決定。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 次に、産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、請願の審査報告をいたします。

請願審査報告書。本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和4年12月8日木曜、請願審査、まとめ、現地調査も行っております。

場所、本庁舎新館3階第3委員会室並びに湯布院町川西、川南。

出席者、記載のとおり委員全員です。

書記、議会事務局。

裏面をお開きください。

請願、受理番号4、受理年月日、令和4年11月7日。

件名、市道認定に関する請願について。

本請願は、由布市湯布院町川南547番2地先から川南591番1地先の里道について市道編入を求めるもの。

審査においては、現地調査及び請願者や担当課に話を伺うことで現状を確認した。

委員会として、さらに審査、確認を要するとの意見が出された。

慎重審査の結果、継続審査と決定した。

審査結果、継続審査。

受理番号7、受理年月日、令和4年11月18日。

件名、市道の廃止、払い下げに関する請願について。

本請願は、由布市湯布院町川西の市道ユム田3号線の一部及び4号線において、市道の廃止並びに当該用地の払い下げを求めるもの。

審査においては、現地調査及び請願者や担当課に話を伺うことで現状を確認した。

委員会として、さらに審査、確認を要するとの意見が出された。

慎重審査の結果、継続審査と決定した。

審査結果、継続審査。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いしておきます。

また、請願受理番号4、市道認定に関する請願について、請願受理番号6、旧湯布院公民館跡地利用に関する答申書の取消し等に関する請願書、請願受理番号7、市道の廃止、払い下げに関する請願については、継続審査となっております。

それでは、請願受理番号5、教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、受理番号5の請願は、委員長報告のとおり採択されました。

----- . ----- . -----

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、議案第63号から日程第16、議案第77号までの15件を一括議題といたします。

付託しております各議案については、常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） 総務常任委員会委員長、田中真理子です。委員会審査報告を申し上げます。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和4年12月8日木曜日、議案審査、まとめ。

場所、議案審査、本庁舎新館3階第1委員会室、湯布院庁舎2階会議室、まとめ、湯布院庁舎2階会議室。

出席者、記載のとおりです。総務常任委員会、全てです。

担当課も記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果について。事件番号、議案第63号、件名、川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の変更について。

経過及び理由。本議案は、川西中辺地及び内成辺地について、公共的施設の整備計画の中で、市道改良工事の事業費に変更が生じたため、辺地対策事業債の予定額を変更することについて、

議会の議決を求めるものです。

変更額については、津々良奥江線の事業費を3,500万円から7,000万円に、そうづ川朴木線の事業費を2,500万円から5,000万円に変更するものです。

増額の理由としては、社会情勢の変化により、人件費や資材費等が上昇したため、事業費が増加したことによるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件番号、議案第64号、件名、由布市過疎地域持続的発展計画の変更について。

経過及び理由。本議案は、由布市過疎地域持続的発展計画における、由布市公共施設等総合管理計画等との整合性を図るため、今回、廃棄物処理施設に係る内容を追加することについて、議会の議決を求めるものです。

追加内容としては、由布市環境衛生センターにおける、し尿・浄化槽汚泥の継続的な処理を行うための施設老朽化に伴う更新の実施や新環境センター建設について、広域処理を含めた集約化や集約に伴う中継施設等の建設について、過疎対策事業債を財源として活用できるようにするものです。

委員からは、今後の計画内容の検討に当たっては、市の組織間及び事業間で連携や情報共有を図りながら、精度を高めて適正かつ慎重に行うことが必要であるとの意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第65号、件名、由布市債権管理条例の制定について。

経過及び理由。本議案は、市の債権管理に関して、統一的な事務処理基準を定めることにより、債権管理の適正化と事務の効率化を図り、市民負担の公平性を確保するとともに、未収債権を縮減することで公正かつ健全な行財政運営を進めるため、本条例を制定するものです。

当委員会としては、安易に債権放棄を行うことなく時効期間満了の間、丁寧な説明や債権管理に注力しながら、同時に職員への研修会を定期的の実施するなど、債権管理に関する職員のスキルアップに努め、また、債権放棄についての議会報告も確実に行うよう意見を付します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件番号、議案第66号、件名、由布市職員の定年等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布により、定年年齢が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

本条例の一部改正については、職員の定年の年齢を、経過措置を設けて段階的に60年から

65年に引上げを行うものであり、本制度は、令和5年から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和14年度の制度完成となっています。

委員会では、定年年齢の引上げにより、今後、職員の新規採用者数が減少することから、将来的な職員の年齢別人員構成に偏りが生じないように、検討を重ねてほしいとの意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第67号、件名、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に鑑み、職員の給与を改定することによるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第68号、件名、由布市印鑑条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、性同一性障害・性的指向・性自認等の多様な性の在り方の観点から、個人の人権を尊重するため、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の男女の別を削除することや令和5年2月開始予定の各種証明書のコンビニ交付サービス開始に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書を交付するよう所要の改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第73号、件名、令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億156万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億3,025万円とするものです。

当委員会に係るもので、ふるさと納税による1億円の歳入の増額については、本年11月までの実績及び今後の推計値に基づき増額するものです。

担当課からは、令和4年12月3日時点で、昨年度年間寄附額の2億2,457万8,000円を上回り、さらに、本年度の年間寄附額は、前年度実績を大幅に上回る約4億円を試算しているとの説明がありました。

委員会では、財源改革推進課のふるさと納税の取組については、引き続き、産品開発等による自主財源確保に向けた取組に期待したいとの意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、教育民生常任委員長、平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） 教育民生常任委員長、平松恵美男でございます。委員会の審査報告を行います。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和4年12月8日木曜日、議案審査、現地調査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第2委員会室。

出席者は、教育民生常任委員全員でございます。

担当課は、記載のとおり。

書記は、議会事務局でございます。

裏面をお願いします。

審査の結果、下記のとおり。事件の番号、議案第70号、件名、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理期間が令和5年3月末をもって終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、引き続き、公益社団法人由布市シルバー人材センターを指定管理者として指定するものです。現地調査において年々仕事の依頼は増加傾向にあるが、会員数の伸び悩みがあるとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第73号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）。

経過及び理由。本補正予算の委員会に係る歳入の主なものとして、19款1項2目指定寄附金200万円の一部は各小中幼の図書代として活用するものです。

歳出の主なものとして、3款1項1目、区分1、社会福祉総務費の981万7,000円は、挾間忠魂碑の解体移設費であるが、移設先は遺族会の切望により挾間地区内に移設するよう意見を付す。同目、区分2、新型コロナウイルス緊急対策事業の負担金補助及び交付金4,162万6,000円は、食料品等価格高騰対策臨時支援金で、福祉・医療事業所に対する支援金の増額の見込分です。

3款2項2目、区分2、子育てはっとクーポン事業46万9,000円は、令和3年度からのおむつやミルク等が利用対象に加わったことなどにより、利用者の増加が見込まれるため増額するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第74号、件名、令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ404万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ41億9,637万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、6款県支出金で、保険給付費交付金404万3,000円を増額するものです。

歳出の主なものとして、2款4項1目出産育児一時金252万円は、出産予定者の増を見込み増額するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第75号、件名、令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ44億3,429万2,000円とするものです。

歳入は、7款2項1目3万7,000円で、介護給付費準備基金繰入金の増額です。

歳出は、5款1項2目償還金3万7,000円は、介護給付費財政調整交付金の過年度分の負担金確定によるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、慎重審査を賜りまして、どうぞ御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 産業建設常任委員会委員長、加藤裕三です。委員会の審査報告を行います。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和4年12月8日木曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第3委員会室並びに庄内町柿原（城ヶ原農村公園）。

出席者、委員全員です。

担当課、記載のとおりでございます。

書記、議会事務局です。

次のページを御覧ください。

事件の番号、議案第69号、件名、由布市水道事業給水条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、民法の改正に伴い、配水管等ライフライン設備を設置する際に他の土地を使用しなければならない場合の規定を整備するもの及び水道事業において健全で持続可能な事業経営を図るため、水道料金を改定するもの。

水道料金の改定については、令和6年1月からの適用を予定しており、その主な内容として、①用途別の料金体系を廃止し、口径別へ変更、②基本水量を廃止し、基本料金と従量料金の2部料金制へ変更、③従量料金については逓増型とし、使用水量に応じて3段階の単位料金を設定、④由布市全域で統一の料金とする、この4点についての改正を行うが、市内全域での料金を統一させるに当たり、従来の金額と改定後の金額の差が大きくなる利用者に対しては、激変緩和措置として新料金体系の始まる令和6年1月から4年3か月の期間をかけて段階的に改定後の料金へと変化していく制度としているとの説明を受けた。

当委員会の中では、これまで長期にわたる議論を経て内容を精査してきた経緯を鑑み、市民への周知を丁寧に行いながら、令和6年の料金改定へと進めていただきたいとの意見があった。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第71号、件名、由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、由布市城ヶ原農村公園の指定管理者について、公募による候補者の選定を行った結果、令和5年4月1日から4年間の指定管理者を、引き続き由布市庄内町観光協会に指定するもの。

現地調査を行い、指定管理候補者に話を伺ったところ、今後さらなるサービスを充実させ、利用者に満足していただける施設となるよう努力していくとのことであった。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第72号、件名、独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、由布市営の独自住宅、特定公共賃貸住宅及び雇用促進住宅の指定管理者について、条例に基づく公募によらない候補者の選定を行った結果、令和5年4月1日から4年間の指定管理者を、引き続き大分県住宅供給公社に指定するもの。

当委員会として、利用者に対するサービスの向上の観点においては、管理業務を行う上で、今後とも利用者に十分寄り添った対応を心がける旨、担当課として指導するよう意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第73号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳出における6款1項3目園芸産地整備事業1,701万4,000円の減額は、梨産地の生産基盤確立に向けた機械リース料において、世界情勢により各メーカーが受注を中断したことにより、事業実施が困難になったことによるもの。

6款1項5目県営基盤整備事業6,225万円の増額は、県営事業に係る負担金で、それぞれ柚ノ木地区及び平石地区の圃場、大郷ため池並びに古野井路、提子井路に係る工事費である。

6款2項1目造林事業432万5,000円の増額は、各林業事業体が森林所有者からの委託を受けて実施する人工造林、下刈り及び間伐等において所有者負担を軽減させるための補助金に関し、当該事業が増加したことに伴うもの。

7款1項2目新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）3億931万7,000円は、全県民を対象とした地域消費喚起プレミアム商品券発行事業費で、内容は、紙2万セット、電子1万セットと、前回より電子券の口数を増加させており、どちらも30%のプレミアム付となる。

8款2項1目道路維持事業627万8,000円の増額は、市道天神橋下市平横瀬線において、通行に支障を来している路肩の補修を行うもの。

11款1項2目林業施設災害復旧費424万1,000円及び11款2項1目公共土木施設災害復旧費3億6,355万円は、本年9月の台風14号による災害復旧に係る工事費である。

裏面をお開きください。

当委員会の中で、7款1項3目新型コロナウイルス緊急対策事業（観光振興）の通信運搬費175万4,000円の減額については、宿泊割引券の郵送方法を変更し、サービスの質を落とさず経費削減につなげたことは評価できる点であるとの意見が出た。

今後とも事務事業の精査を続け、サービスの質を低下させない範囲での経費削減を常に考慮しながら業務を行っていただきたい。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第76号、件名、令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本議案は、令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計予算における歳入歳出予算に28万1,000円を追加し、総額9,015万7,000円とするもので、新規加入に伴う歳入の増額及び電気代の高騰に伴う歳出の増額によるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第77号、件名、令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本議案は、令和4年度由布市水道事業会計予算における収益的支出を1,251万6,000円増額し、総額8億3,096万8,000円に、並びに資本的収入を2,570万円増額し、総額4億4,142万2,000円とし、資本的支出を2,630万1,000円増額し、総額7億6,786万円とするもの。

主な事業として、電気代高騰による光熱水費等の増額、市道時松中央線及び宇南小松台線の道路改良に伴う配水管布設替え工事費の増額並びに蓑草浄水場の水源新設に係る工事費の増額と説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

慎重審査の結果、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第2、議案第63号、川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第64号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第65号、由布市債権管理条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第66号、由布市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第67号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第68号、由布市印鑑条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第69号、由布市水道事業給水条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。吉村益則君。

○議員（6番 吉村 益則君） 水道事業、この件について、激変緩和措置、この件について、どういう議論がなされたのか、教えてください。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三委員長。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お答えをいたします。

委員会の中では、この激変緩和の取扱いについて、逆に、今後の事業経営がやはり不安視していると、本当に、これだけの長さが必要なのかという意見が出ましたが、本課からいろんな価格高騰等により、これだけの長さが必要だということで、討議を終わっています。

以上です。

○議長（長谷川建策君） よろしいですか。ほかにございませんか。坂本光広君。

○議員（5番 坂本 光広君） 従量料金について通増型というふうな形になっております。これについて、大型のところの意見とか、そういうふうなことを聞く必要があるとか、そういうことはありませんでしたでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 委員会の中では、そういった議論はありませんでした。

○議長（長谷川建策君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 議案第６９号、由布市水道事業条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

なぜ反対するかといいますと、やはり多くの町民がまだ納得されていないという点です。特に事業所は、新型コロナウイルス等によって非常に経済的にも打撃を受けておる中、運転資金等を借り入れながら何とか事業を展開しておりますけれども、そこにもってきて、激減緩和措置があるとはいえ、料金を上げていくということは非常に厳しいという状況が手に取って見えるというところでございます。

思い起こせば、平成１６年から１７年にかけて合併協で協議をされました。そして、合併協でなかなか協議が進まなかった一因として、本庁舎の位置はどこにするのかというところと、水道料金をどうするのか、これが大きな課題になっておりました。

そして、本来であれば、平成１７年４月１日をもって合併を目指しておったんですけれども、この２点が難航するということ、ほかのこともありましたけれども、そういったことで、なかなか４月１日に合併できなかったという現状、そして、最終的に折り合ったのが水道料金は現行のままで、湯布院地域は現行のままでいくということでありました。それが合併協定書の中にもうたわれております。

将来的には料金を統一するというふうなこともありましたけれども、その将来的にはというところの部分は、それは３町が水道管が一つにつながったときであるというふうな意見も当時出されておりました。

そういった観点から、私の立場として、この条例改正については、賛成いたしかねません。反対の立場であります。

○議長（長谷川建策君） 賛成討論ありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） １３番、佐藤郁夫です。私は、賛成の立場で討論に参加をいたします。

今回は、改定は、民法の改正に伴い、生活に必要なライフラインの設備を設置、使用する目的で、他人の土地をしなければならない場合の規定を整備するものであり、具体的には、水道管の設置、改築、修繕、維持のための条例の一部改正でもあります。

また、併せて、水道事業において、健全で持続可能な事業運営を図るため、水道料金の改定で

あります。

これまで長き約8年にわたり、水道運営協議会などで議論をし、内容を協議してまいりました。そして、水道料金の在り方と改定について、市民説明会も行っております。

令和6年から料金改定となり、約2年間あまりの周知期間や新料金に移行するためには、極端に料金が上がらないよう、4年3か月の期間、激変緩和措置も行い、令和10年4月から完全移行することになっております。

今、非常に厳しい社会情勢の中ではありますが、管路の改修、修繕、整備の甚大なる費用、経費が本当にこれから必要でございます。そういうことから、健全経営を図るために、苦渋の、これ、値上げというのは苦渋の選択でございますが、私はそういう立場でありますし、この合併以降、いろんな、そういう委員会、水道運営委員会もかなり協議をしておりますし、もう由布市統一した状況で、市民の皆さんが安心して給水を受けられるように、やはりこの将来に禍根を残さない、若い人たちにツケを残さない、そのためにも、独立採算制のやはり水道事業というのが必要でありますので、給水条例の一部改正について、私は賛成討論いたします。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。反対討論ですか。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 反対討論です。水道運営委員会の加藤でございます。

この議案は、協議会の中では、全てに対して採決を求めています。令和6年の1月から試験的に運用するという形で、協議会の皆さん方に採決していただいて、それだったらということで、賛成多数で、皆さん方の御了承をいただいております。ですから、これ、全部が議案として出てきたことに関しては、ちょっと乱暴過ぎる議案の出し方じゃないのかなというふうに思っております。ですから、反対討論いたします。

○議長（長谷川建策君） 賛成討論ありませんか。田中廣幸君。

○議員（7番 田中 廣幸君） 7番、田中廣幸です。今回の一般質問の中で、平松恵美男議員の質問として、水道事業の運営についてということで、質問の中に、市からの繰入金が毎年2億円あるということで、やはりライフラインについては、市民平等であります。これが、今後すぐに平等性を考えたときに、料金を考えたときに、すぐに統一することはしません。先ほど郁夫議員もおっしゃったように、4年の歳月をかけて、徐々に市民の平等性を考えての処置だと思います。ですから、賛成であります。

○議長（長谷川建策君） 吉村益則君。

○議員（6番 吉村 益則君） 本議案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、行政は、市民に対して、平等・公平でなければならないと考えております。また、議会の議決、これは子どもたちや孫たちのためにつながっているのか、こういうことが原則になる、原則であって、考えなければならないことだと私は思っております。

水道事業をめぐる議論の中では、合併協定をめぐる強行で間違った意見、後向きな意見、こういうものに左右されてきた、決断を鈍らせたことにつながっているのではないかと考えております。

また、地震、水害、コロナウイルスの蔓延、こういうことも、こういう判断を遅らせたことにつながっているものだと思っています。

私も、今回の一般質問で、水道料金に関することで質問させていただきました。その際にも言わせていただきましたが、水道料金は改定をするべきであります。水道料金の統一も同時に行うべきだと思っています。しかし、現在の物価の高騰、こういうものを見る限り、いろんな物の値段、光熱費も含めて値段が上がっているというような状況を見たときに、今、水道の料金を改定することが果たして妥当かどうかということには疑問が残ります。

先ほど激変緩和措置の延長ということに対しての説明もありましたけれども、私も激変緩和措置の延長、それからもしくは値上げ率の引下げ、そういうものに関しての再考の余地があるのではないかと考えております。

そういった意味で、本議案には反対をさせていただきます。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論ありませんか。渕野けさ子さん。

○議員（14番 渕野けさ子君） 14番、渕野です。議案第69号、由布市水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場から討論させていただきます。

実は、料金改定、上がるというのは、もう誰も、これは苦渋の選択で、厳しいというふうには思っております。がしかし、31年3月に水道ビジョンというものを、アセットマネジメントをした上での水道ビジョンというのが示されました。

このアセットマネジメントというのは、大体もう、日本は戦後50年前から敷設した水道管とか、いろんな公共施設に対しての長寿命化計画の一環に使うこのアセットマネジメントというのがあるんですが、これを水道ビジョンの中に書かれておりました。

それで、その中にはどう書いてあったかというと、今後10年間で老朽化・耐震化を更新して持続可能なもののその経費がこれから48億円かかると、そのように見積もられております。で、私も、そのこともありまして、令和元年度に、今後の水道料金はどうするのかという形で一般質問も、ちょっと心配だったので、させていただきました。

そのときの答弁では、2020年度内には改定したいと、そして25%ぐらいのその改定ですけども、そういうふうになりたいという、今後10年間は収益性は保てないというふうの方針を決めたと、今後、耐震、いろんなことをしなければなりません。それで、私は、そのときに、じゃあ、2020年度内に改定するんですかというふうに聞いたときに、改定するというような答弁だったと思います。

相馬市長の前市長の首藤市長のときも、当時、改定が上程されかけたんですけども、それは引き下げられました。それはどうしてかという、やっぱり熊本、大分の地震等で打撃があったから、もう市民に対しては、その、強いからという形で引き下げられたと思います。で、2020年には改定かなというふうに思っていたんですけど、やはりコロナ禍とか、いろんなことを鑑みたらんでしょう、実施されませんでした。

委員長の報告の中に、これまでに長期にわたる議論を重ねて内容を精査してきたというふうに、こう記されております。そして、今回、口径別料金、それから激変緩和措置等で最終的に完全移行は令和10年度に、4月以降に完全移行するというふうにお聞きしております。

合併協では、合併する前は私たちも町議会のほうで後藤議長が代表して、その合併協議会に参加しておりました。そのたびに、決まったこと、難しいことをまた持ち帰って全協で、協議会で説明を受けてきました。

合併協議会の協定書には、何月までとは書かれていませんけども、将来的にはという形で書かれていると思うんですけども、当時の議長にお聞きしましたところ、当時、私も覚えてます、合併して、5年をめどに考えていきたいというような話でまとまったと。そのときに記述しておけばよかったというふうに、その議長は申されておりましたけども、これまでも、湯布院町においても、庄内町においても、挾間町においても、水道事業にかなりお金をかけてきております。そういう形で、水道法には、原則として、同一市内では料金体系が同一であるべきというふうに示されております。公平かつ健全で持続可能な事業経営のために、水道料金の改定には賛成の立場で討論させていただきます。

誰しも、今までいろんな形で議論をしてきた経緯がございます。そういう中での、もう委員会で、そういうことも含めてこういう結果が、委員会として全会一致で決まったというふうに報告がありますので、私も賛成の立場から討論させていただきます。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論ありませんか。坂本光広君。

○議員（5番 坂本 光広君） 由布市水道事業給水条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

先ほども聞いたように、この逡増型、結局、こういうのというのは非常に大きな、事業者にとっては非常にきついことなんですね。それに対して討論がなされていないような意見でございました。

実際、私も一般質問の中で、これは必要なことなんだけど、ほかの市町村の事例を出しまして、十分皆さんに説明した上で、納得していただいてやっていただきたいというふうなことは私も言いました。ところが、そういうふうなところ、特にその事業者に関してについても、何も意見を聞いていないような状況ではないかということで、その改定自体をすることには全く反対という

わけではないんですけども、今の状況で改正をするということに対しての反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論ありませんか。高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） 賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、坂本議員も今おっしゃいましたが、大型事業者について緩和措置の、激変対策等の話し合いができてないのではないかという話がありますが、事業者というものは、その水によって収益を得ている業者であります。自己の利益を得るためにその水を使っているのであって、今回、私たちがちゃんと議論の中ではっきりさせておかないといけないのは、これを利用されている一般家庭の皆様に、どのような負担があるかということを議論していくべきだと思います。

その中で、激変緩和対策がされています。今回、それにのっとって進むことによって、将来、子どもたち、孫たちが安心して水道が、蛇口をひねれば出るということが一番大事なかなと思いますし、これが始まったことによって一般家庭の方々の皆さんが生活とかがまだ苦しいよというときに、初めて今度、私たち議員が何らかの対策をするべきではないかという、議員からの議案を出すべきではないのかなと思いますので、今現在出ている議案に対しては、将来の投資、将来の由布市をどのように考えて動くかという観点で考えたときには行うべきでありますし、また、事業者に対しては、その水を使うことによって収益を上げていますので、一般の家庭の方々と違うんですよという、ちょっと考えを持って討論しないと、何もかも一緒にしてしまうと、今後、激変対策で、また一般の家庭の方々が苦しいよっちゅう意見が上がったとき、対策の仕方がまた変わってくるのかなと思いますので、本議案に対しては、将来の由布市を見据えた動きとしては、私は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第６９号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立12名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は１１時１５分とします。よろしくお願いします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、日程第9、議案第70号、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 賛成多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第71号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、由布市庄内町観光協会の理事であります佐藤人己君の退場を求めます。

〔15番 佐藤 人己君 退場〕

○議長（長谷川建策君） 議案第71号について質疑を行います。質疑はありませんか。鷺野弘一君。

○議員（17番 鷺野 弘一君） これも質疑でも出したんですけれども、今回の選定委員会の中において、所管課の説明があったという中で、ただいま城ヶ原キャンプ場に庄内観光協会の事務所が置かれています。それが本当に観光とつながっているのかということと、事務所がちょっと違うところにあったほうがいいんじゃないかという話も、この前、私、したと思うんですけども、そういう問題について、本当にそれで庄内観光協会が適切な、これに選定して推薦するような組織であったのか。

今回、点数が次点と0.33ぐらいの微妙な点でしたので、本当に庄内の観光のことを考えた上でのその選定であったのか、そこのところをお聞かせください、委員長。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お答えをいたします。

今回の産業建設委員会に付託された案件については、この審査結果に基づいての審議でありました。ですから、点数はやはり高いところが優先すべきという意見と、観光協会の運営についての内容というよりも、城ヶ原キャンプ場の運営を今後どうするのかという議論でありました。で

すので、その観光協会がどうするとかいうことの話ではなくて、城ヶ原農村公園の運営について適切に運営するようなお話、協議がなされました。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 鷺野弘一君。

○議員（１７番 鷺野 弘一君） いや、だから前回、この選定に当たったときの庄内観光協会の現在のその運営の仕方と、それが本当にこの、ここを、委託を受けるもので適切であるのかということを探っているわけです。そこのところをどう話されたかちゅうことをお聞きしています。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 運営に当たるといえるか、内容の精査はこの指定管理審査委員会で行っている案件でありまして、私どもはこの議案書に上げられている内容について行うことを確認しながら、さらにその施設が充実するように取組を行うということの確認ができたために、庄内観光協会ということで、この議案に対しての承認をしたという経緯であります。

○議長（長谷川建策君） 鷺野弘一君。

○議員（１７番 鷺野 弘一君） もう３回目です。質疑をですね、これについてどうかちゅう質疑をまずしたときに、こういうふうな内容が出たことについて、委員会の中でそれは話されているのか、そういうふうなことをして本当に今回のこの選定、点数が間違いなかったのか、本当にここが受けて間違いのないのか。私、ほかであれば一切言いません。ただ、今回の場合には、０．３３という、本当に微妙な点でした。そうしたときに、私はやっぱり庄内の発展等を考えたときに、観光協会には観光協会らしい仕事をまずしてほしいというのが一番あります。それにしたときに、観光協会があつた城ヶ原でただ運営をしている、これが観光協会は何になるのかという、一つ、これをこの前言ったわけですけども、委員長、やっぱり、その、受けるところがどうであるかという、そこまでもう一遍、私が言っている以上、それについての、本当、話をするのは当たり前のことやないかと思うんですけど、それ、今のは失礼じゃないですか。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お答えします。

選定に当たっての内容等については、私ども所管する産業建設委員会としては、商工観光課から、所管でありますので、商工観光課の結果に基づいてでございます。

議論に出たのは、以前のこの指定管理制度の在り方についての話もありましたが、私どもの産業建設常任委員会としての協議事項ではないということを皆さんからお話を聞いていますので、大変申し訳ありませんが、鷺野議員が言われているお話も、その内容としては別として、我々はこの結果、点数が０．１でも高いほうを採択したということの内容で審議をしたところであります。

○議長（長谷川建策君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

討論はありませんか。鷺野弘一君。

○議員（１７番 鷺野 弘一君） 反対の立場で討論させていただきます。

庄内の観光協会がすることに対しての、私は、何もありませんが、観光協会がやっぱり当初これ選定に当たったときに、やはり今のその運営状況がどうであるかというのをやはりもう少し、やはり見た上で、私はすべきだったと思います。

もう覆すということはできんと思いますけれども、私はやっぱりこの採点には納得できませんので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（長谷川建策君） 賛成討論ございませんか。佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） １３番、佐藤郁夫です。私は、第７１号、由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定についての賛成の立場で討論に参加をいたします。

最近、どこでもそうですが、地域で地域を守っていこうと、そういう状況が言われておりますが、実際に、高齢化や少子高齢化で関わってくる人も非常に、それぞれの地域、厳しくなっております。

そういう中でも、庄内地域で庄内地域をやっぱりよくしていこうと、また多くの由布市の皆さん、ほか市外の方からキャンプ場に来ていただいて、少しでも財源確保しようと、そういう努力もされておりますし、いろんな改善も今後していくということも聞いております。

そういう状況もありますし、やはり地域で講評して、いろんなことを要望するときに、やはり地域でいる、そういう従事されている方、また、一番身近な方が、一番そういう、いろんなことを、こうしたらいいんか、ああしたらいいんかと、改善策も話を聞いておりますし、利害関係上だけでなく、体制的な部分じゃなくて、やはり地域の力を結集していく、そういうことで、特に私もここについてはいろんな、行って調査もしておりますし、皆さん、今後、やはり多くの方々が、リピーターが満足していただく、唯一の、すごくいい施設でありますので、利用していきたいと、そういうお声も聞いております。

これからも、いろいろ大変なことはあると思いますけれども、庄内町観光協会に頑張っていたいて、ぜひ皆さんを全国からお呼びすると、そういう立場でやっていると聞いていますから、賛成討論といたします。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立14名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、佐藤人己君の入場を許可します。事務局、連絡をお願いします。

〔15番 佐藤 人己君 入場〕

○議長（長谷川建策君） ただいま議案第71号につきまして可決されましたので、お知らせをいたします。

次に、日程第11、議案第72号、独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第73号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。鷺野弘一君。

○議員（17番 鷺野 弘一君） 産建委員長にお尋ねします。

プレミアム商品券につきまして、今回のその呼びかけはどういう呼びかけをするのか。この前も言いましたとおり、飲食店等にもそういう窓口を大きく広げるような呼びかけをするという話は、どのようになっているかお尋ねします。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 聞き取りの中では、これまでの踏襲をして事務をやっていきますということではありますが、細かいところについて説明は、今まで商工会及び観光局などと協力しながら、遅滞のないようにスムーズに皆さんに広げていく。今回、やはり電子の分を拡充しております。その辺についても、それぞれ事務所等にあっせんしながら、市民が使いやすいような状況を続けていくということでもあります。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 鷲野弘一君。

○議員（１７番 鷲野 弘一君） この前も、ＧｏＴｏイートなんかで前回使ったところがやはり使っていたと、ただ、この券に関しては、そういう使用をその飲食店はしなかったところが、受け付けなかったところがあったんですね。それで、今回、だから、そういうところにもやっぱり幅広い層をしていただきたいというふうなことを、この前、お願いしたので、そのところをやはりどのように話されたのか、もう一遍、よく教えていただけませんか。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お答えします。

幅広い層というよりも、これまでに続いてという説明でございました。当然、消費喚起をするためには、それぞれ事業所を拡充する必要もありますので、その辺は事業者と十分協議しながら進めていくということでございました。

以上です。

○議長（長谷川建策君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。加藤幸雄君。

○議員（１１番 加藤 幸雄君） 加藤幸雄です。総務委員会の委員長にお伺いしますけども、ふると納税の額が増えている部分について、こういう事業をやったとかいう説明があったかだけ教えてください。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） 委員長の田中です。加藤幸雄議員にお答えいたします。

細かいことについてはあれしませんでしたけど、一個サイトを増やすなりして、そのふると納税の呼びかけをして、それが増額につながったというお話は聞きました。

以上です。

○議長（長谷川建策君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第７３号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第７４号、令和４年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第７４号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第７５号、令和４年度由布市介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第７５号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第７６号、令和４年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第７６号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第77号、令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第17、予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。令和5年度当初予算議案の審査及び調査のための委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、18人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、18人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、予算特別委員会委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時35分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

休憩中に、予算特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、御報告をいたします。

委員長に鷲野弘一君、副委員長に田中真理子さん、以上のとおり互選されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時36分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

お諮りします。ただいま市長より報告1件、議案1件並びに議員発議として発議1件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この4件を日程に追加し、議事日程第6号の追加として議題といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、この4件は追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 報告第26号

追加日程第2. 議案第78号

追加日程第3. 発議第6号

○議長（長谷川建策君） まず、追加日程第1、報告第26号及び追加日程第2、議案第78号並びに追加日程第3、発議第6号を一括上程します。

初めに、追加日程第1、報告第26号、専決処分の報告について及び追加日程第2、議案第78号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第7号）について、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました議案について、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第26号、専決処分の報告については、市道の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第78号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出にそれぞれ3,032万4,000円を追加し、予算総額を234億6,057万4,000円にお願いするものでございます。

今回の補正は、国の総合経済対策の裏づけとなる令和4年度第2次補正予算に盛り込まれた事業のうち、速やかな支援と対策を講じられるよう、2つの事業を計上させていただいております。

内容といたしましては、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向け、妊娠期から出産・子育てまで、一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体的に行うもので、相談支援に係る経費と妊娠届、出産届を行った方に対して、合わせて

10万円を支給する出産・子育て応援交付金を計上したところです。

また、消費者行政事業として、最近の靈感商法への対応の強化を求める社会的要請の高まりを受け、靈感商法を含む悪質商法に関する消費者被害の未然防止に向け、消費生活相談窓口の周知や消費者教育の推進・啓発に要する経費を計上したところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、追加日程第3、発議第6号について、提出者に提案理由の説明を求めます。9番、平松恵美男君。

○議員（9番 平松恵美男君） 教育民生常任委員長、平松恵美男でございます。

発議第6号、教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月13日。由布市議会議長、長谷川健策殿。提出者、由布市議会議員、平松恵美男。賛成者、由布市議会議員、吉村益則、甲斐裕一、加藤幸雄、坂本光広、首藤善友。

提案理由。教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求めるため。

裏面を御覧ください。

教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書。

小中学校では、子どもの教育効果を上げるために、学校が保護者や地域とつながり、連携しながら日頃の学習や学校行事を進めていくことの重要性が増しています。さらに今、「子どもの貧困」「いじめ」「不登校」「教育格差」「ヤングケアラー」など子どもを取り巻く環境は、年々厳しさを増し、その対応も複雑多様化しています。

これら学校の役割や課題解決に向け、教職員が保護者や地域を知り、理解を得ながら進めていくことが大切であることは言うまでもありません。

教職員の異動については、教員の資質や能力の育成及び学校の活性化のためには、必要なものであり、異動そのものを否定するものではなく、実際に異動が行われています。

しかし、大分県教育委員会は、2011年（平成23年）10月以降、採用後「人材育成」として、対象者は広域的な異動を短期間で頻繁にしています。この「人事異動ルール」は、子どもや保護者、地域、そして、学校及び教職員にとって、多くの課題があると言わざるを得ません。

ここで、1点目から5点目までは省略しますので、一読をお願いしたいと思います。

下に行きまして、記、1、教育の継続性、効果的な教育活動、保護者や地域と学校の連携、教

職員の労働安全衛生等の観点から、頻繁かつ行き過ぎた広域異動は行わないこと。2、新採用から短期間のうちに教員等の人事地域間異動・学校事務職員の勤務替えを行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月13日。大分県由布市議会議長、長谷川建策。大分県知事、広瀬勝貞殿。大分県教育委員会教育長、岡本天津男殿。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（長谷川建策君） 次に、詳細説明を求めます。

まず、報告第26号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。詳細説明を行います。

報告第26号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月13日提出。由布市長。

次ページをお開きください。専決処分書となっております。

令和4年11月28日、専決処分を行っております。

次ページには、和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和4年10月20日午後7時頃、由布市庄内町西長宝489番地3先の市道小野屋畑田線において、甲の管理する市道に枝木がはみ出しており、乙の所有する自動車が通行する際に当該枝木に接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしましては、甲が乙に対して過失割合50%分に当たる本件事故に関わる損害賠償金を支払う義務があることを認め、損害賠償額8万5,011円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の破損状況を示す写真を記載しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第78号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第78号につきまして、詳細説明をいたします。

議案第78号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第7号）。令和4年度由布市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,032万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億6,057万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月13日提出。由布市長。

1ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

2ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

3ページから、補正予算事項別明細書となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、特定財源につきましては、歳出の項目で説明をいたしますが、20款1項1目の2節基金繰入金421万2,000円は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額をいたしております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、4款1項2目の区分1、出産・子育て一体的支援事業は、妊娠期から出産・子育てまで、一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体的に実施することで、切れ目ない包括的支援の実現を目指すものです。

18節の出産・子育て応援交付金は、制度的には、妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円、出生届出時に子ども1人当たり5万円の、合わせて10万円相当の経済的支援を行うもので、11月までの出生届実績及び12月以降の出生数や妊娠届出見込みを勘案しまして、2,750万円を計上しております。

交付対象者は、令和4年4月以降に出産をされた方で、由布市の対応といたしましては、本年4月から令和5年3月までの出産または出生届出時に10万円、令和5年1月から3月までの妊娠届出時に際しましては、5万円の現金による支援を行うことといたしております。

また、交付金支給に係るシステム改修業務委託料148万5,000円や妊娠期等の面談相談業務を担う保健師の報酬56万5,000円など事務的経費を加え、総額3,012万3,000円を計上しており、特定財源として、伴走型相談支援に係る経費及び出産・子育て応援交付金に対しましては、国3分の2、県6分の1、システム改修経費につきましては、国10分の10の補助金を充当しております。

なお、上段の4款1項1目の区分1、保健衛生総務費にあります報酬56万5,000円の減額は、会計年度任用職員である保健師の来年1月から3月までの3か月分の報酬を、補助対象となる出産・子育て一体的支援事業に組み替えたことによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

7款1項1目の区分1、消費者行政事業は、靈感商法を含む悪質商法に関する消費者被害の未然防止を図り、消費者の安全・安心を確保するため、消費生活相談窓口の周知や消費者教育の推進・啓発に要する経費を計上しております。

内容的には、相談窓口の周知に向けたトートバッグやボールペン、クリアファイルなど、ノベルティの作製経費で46万2,000円、相談窓口周知チラシや消費生活に関する啓発リーフレットの印刷費で30万4,000円、合わせて76万6,000円となっており、全額国庫財源を伴う県補助金を充当いたしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 以上で、報告1件、議案1件、発議1件の提案理由並びに詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案1件及び発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

まず、報告第26号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、議案第78号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第7号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。渕野けさ子さん。

○議員（14番 渕野けさ子君） 14番です。4款1項2目母子保健費で、これは、総合経済対策、先ほど課長の説明のとおりだと思います。伴走型の切れ目のない、ゼロ歳から2歳児までのお子さんをお持ちの保護者に対する支援です。

ゼロ歳から2歳児までは、保育所に預けても所得制限とかがあったりして無償にはならないという、2歳児まではちょっとサービスが、子育てに対してのサービスがないというところで、ゼロ歳から2歳児までとなったと思います。

これは伴走型というのが条件なんですけども、今回は補正予算なので、時期的にタイトなので現金給付というような形を取られるというふうにお聞きしておりますが、今後、来年度の予算にも、子育て、これが上がってくるというふうに、恒久的なものに、法律も含めてするというようなことをお聞きしておりますが、この伴走型の在り方、そういうものも既に検討されているのかどうかお聞きしたいのと、もう一つ、一遍に言っていかな、7款1項1目の商工総務費の需用費で上がっております76万6,000円、靈感商法等に関わる相談窓口というふうに説明がありました。これまでに何かそういう形で御相談が行政のほうにあったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川建策君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐藤 重喜君） 健康増進課長です。お答えします。

この出産・子育て一体的支援事業、この事業の内容としましては、まず、妊娠届出時、あと妊娠8か月後前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問の間、この間に面談を行うようにしております。

す。

まず、妊娠届出時の面談では、妊婦の困り事や妊娠事を初めて把握する重要な機会であることや信頼関係を構築する観点から、妊婦の表情や様子を見ながら対話ができる対面による面談——これはオンラインも可能ということになっております——を行うようにしております。

妊娠8か月前後には、出産を間近に控え、出産準備や産後のことをより具体的に考え始める時期であるとともに、産前休暇を取得し始めるタイミングで妊婦が比較的時間を取りやすい時期でもあることから、妊娠8か月頃に面談の案内とアンケートを行います。

出生後には、出産後の育児の悩みや疲れ等に寄り添って相談支援を行うため、出生届出後から乳児家庭全戸訪問、これは全員の子どものところに回りますが、その間に面談を行う、以上のことを今、行うように予定しております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。お答えいたします。

議員御質問の分は、旧統一教会の問題等に起因した、その靈感商法の問合せはあったかということだと思いますけれども、その件に関しましては、いまだ相談の件数はございません。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 浏野けさ子さん。

○議員（14番 浏野けさ子君） 丁寧に対面で面談をしていただくと、またオンライン等でも可能だと、困り事をお聞きしていただくというふうに今説明を受けました。

在り方は、妊娠が発覚して、母子手帳を頂いて、生まれるまでに前半5万円、生まれてから5万円というふうにお聞きしているんですけど、こういうふうに関り事等を把握するために面談というのは物すごく大事だと思います。

全戸訪問は、出産後に、たしか4か月までの子どもだと思うんですね。それまでに一回、全戸訪問というのはずっと今されているんですけども、本当にこう心配なのは4か月を過ぎて、それこそ7か月とか、それこそ6か月、7か月と、だんだん子どもが成長するにしたがってまた困り事も変わってくると思うので、そのところは細かく聞いていただければありがたいと思います。

あるところでは、例えば、7か月ぐらいにおむつを持参して、訪問するとか、いろんな工夫がある自治体もあるようですので、そこは困り事等を細かく拾い上げていただいて、実施していただければありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（長谷川建策君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐藤 重喜君） お答えします。

今、先ほど御答弁しましたことにつきましては、最低限することということになっております。

今後、この事業をする上で、さらにどのようなことが必要になるか、そういうものを、また、国の説明会につきましても、またこの１２月に行われるようになっております。その説明会を受けても、また今後どのようなことが市としてできるか検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第７８号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、追加日程第３、発議第６号、教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第４．閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（長谷川建策君） 次に、追加日程第４、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第１１１条の規定により、お手元

に配付しております閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議あり。坂本光広君。

○議員（５番 坂本 光広君） 請願７、市道の廃止、払い下げに関する請願について、継続審査となっておりますけれども、それに対して異議を申し立てたいと思います。

○議長（長谷川建策君） ここで、暫時休憩します。佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） 議事運営上のことですから、暫時休憩して、これは今まで、初めてです、こういうことを議場でやるというのは。前例踏襲主義でもございませんし、それぞれの委員会が今度は今後困ります。審査と調査と。だから、やっぱり全員でこういう話をきちっとして、そして、それぞれ委員会に付託されておりますから、委員会の権限は大きいわけであります。こういうことになればどうなるんだということで、きちっと休憩して、全員協議会でやっぱり議論してから、併せて、議長が議運等に諮って、その進行をきちっとしていただきたいということで休憩を求めます。

○議長（長谷川建策君） 暫時休憩します。

午後０時０２分休憩

.....

午後１時３５分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

坂本光広君。

○議員（５番 坂本 光広君） 大変申し訳ありません。先ほど異議ありの発言に対して、取り下げをお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（長谷川建策君） お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することを決定いたしました。

.....

○議長（長谷川建策君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これで、令和４年第４回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。執行部の方は大変お待たせして申し訳ありません。

午後 1 時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員